

事務連絡
平成24年 11月 19日

教職大学院を設置する各大学長

文部科学省高等教育局大学振興課長
池田 貴城

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う
教職大学院の取扱いについて（抄）

平成24年11月19日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第38号）につきましては、「専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成24年11月19日付け24文科高第681号文部科学大臣政務官通知）を发出したところですが、教職大学院につきましては、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますので改めてお知らせいたします。

また、このことについて参考として、平成24年10月29日に開催されました中央教育審議会大学分科会における資料（抜粋）を別紙に添付させていただきます。

記

教職大学院の専任教員については、専門職大学院の教員を他の学位課程に必要な教員数に算入できることとする経過措置が平成25年度末に終了することを受けて、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を除き、他の学位課程に必要な教員数に算入できないこととなる。このことについては、本年8月の中央教育審議会の答申において、教職大学院の専任教員に関し、設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入することの在り方について検討を行う必要があるとの提言があったことから、今後、教員の資質能力に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議における教職大学院についての議論を踏まえ、中央教育審議会で審議の上、必要に応じ措置を検討する。

（参考）

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」

平成24年8月28日 中央教育審議会

（抜粋）

Ⅲ. 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

（2）修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

②国立教員養成系の修士課程の見直し

- その際、専門職大学院が質保証の観点から、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることに留意した上で、今後の修士レベル化を進め、学部との一貫性を確保する観点から、教職大学院の専任教員のダブルカウント（設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入すること）の在り方について検討を行う必要があると考えられる。

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改正について(概要)

【現行制度の概要】

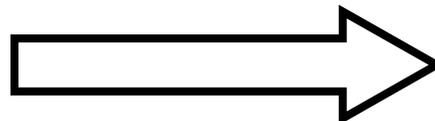
○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② この上記の専任教員については、学部・修士・博士課程に必要な教員の数に算入できないこととする

○経過措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1/3まで算入可能
- ② 博士課程(後期)との間では、必置教員の全員が算入可能

※ 経過措置を設けた趣旨は、①優秀な教員の確保、②博士課程後期への進学者への対応の観点から、平成25年度までの特例として設けたものであり、制度の定着状況を見つつ見直すことになっていたものである。



中教審での検討結果

- ・ 専門職大学院制度は、独立性を確保し教員組織の充実を趣旨とするため、他の学位課程に必要な教員の数に専門職大学院の専任教員を算入することを原則認めていないことを改めて確認。
- ・ ただし、中教審での審議の結果、経過措置終了後も、専門職大学院の教員養成に支障を生じる懸念等があることから、博士課程後期との接続は認めることが適当と整理。

※上記整理により、一般の大学院において、博士課程の前期(修士課程)と後期との間で接続が認められていることと同様の扱いとなる

- ・ その際、専門職大学院が教員組織の充実を制度趣旨としていることに鑑み、博士課程後期との接続を認めるにあたっては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り認める旨を法令上明記することが適当であるとあわせて整理。

【改正後の制度の概要】

※ 経過措置を定めていた附則が、平成25年度末をもって終了することを踏まえて、以下の通り、法令上必要な措置を講じる

○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② ただし上記の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期を除く)を担当する教員が兼ねることができるとする。

専門職大学院設置基準の一部改正案(要綱)

(1)改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)について、現在は特例措置により、他の学位課程に必要な教員数に算入できるとされているが、今般の改正は、その平成25年度末に特例措置が終了した後の取扱いに係る省令の一部を改正しようとするものである。専門職大学院の必置教員は、他の学位課程に必要な教員数に算入できないことが原則であるが、平成25年度までは特例として認められている。

(2)改正の概要

中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」(平成23年1月)における提言等を踏まえ、将来の専門職大学院の教員養成などへの影響にかんがみ、現在の特例措置が終了した平成26年度以降、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く)の教員が専門職学位課程の専任教員を兼ねることができるよう所要の省令改正を行うこととする。

※ 現行の特例措置終了後であっても、専門職大学院の専任教員が、自大学の別の専攻(学科)において、いわゆる兼任教員として、教育研究に従事することは可能。

(3)施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

(参考)「グローバル化社会の大学院教育」答申(中教審,平成23年1月)

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程,修士課程又は博士課程を担当する教員は,教育研究上支障がない場合には,他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが,専門職大学院については,設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は,他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは,専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り,教育の質を担保することや,専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方,専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から,制度創設後10年間の特例として,他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項),この特例は平成25年度で終了する。

このため,特例措置終了後の教員組織の在り方について,専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際,理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化,教員の養成機能の維持・向上,進学を希望する学生への対応,国際競争力への影響などを勘案すると,専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要である。

また,大学における教育と研究は一体であり,学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも,相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから,教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや,流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ,教育研究の質保証の観点に留意しつつ,上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

省令改正にあたっての留意事項(案)

各専門職大学院において、今般の専門職大学院設置基準改正後、速やかに改正を踏まえた準備に取り組むことを促すとともに、改正趣旨等について留意すべき事項を概ね以下の通り整理し、周知徹底を図ることを予定している。

- (1) 専門職大学院は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度創設の趣旨にしていることを改めて確認するとともに、平成25年度までの経過措置は他の課程との教育の関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点等から特例として設けられたものである旨を確認。
 - (2) ただし、専門職大学院の教育を担う教員養成や専門職学位課程から博士課程への進学者への対応等のため、専門職学位課程と博士課程との接続を重視する必要があることから、教育上支障を生じない場合、一個の専攻に限り、博士課程(前期を除く)への算入を認めることが適当である旨を明示。
 - (3) なお、具体的な省令上の規定振りについては、大学設置基準及び大学院設置基準における関連規定との整合性など考え方を整理するとともに、専門職大学院設置基準附則第2項に基づく特例の終了に伴う改正を本則である同設置基準第5条において措置する際により適切な規定振りについて検討した結果である旨を明示。
 - (4) また必要な専任教員数の確保、その他独立性の確保や教育体制の充実が図られていることを前提に、更なる教育内容の充実等に資するため、専門職学位課程の教員が他の研究科、専攻等の教育研究に関与すること、また、同様に他の研究科、専攻等の専任教員が専門職大学院の教育に関与することは従前どおり差し支えないものとする旨を明示。
 - (5) 本改正は、専門職学位課程に必ず置くこととされる一定数の専任教員を対象とするものであり、各専門職大学院が設置基準で求める数を超えた教員を配置する場合に対して、本改正が及ぶものではない。ただし、この場合であってもこれまでと同様に、教員の質の確保に努める必要がある旨を明示。
- (参考) 教職大学院の専任教員の、他の学位課程の必置教員数への算入の在り方については、本年8月の中央教育審議会の答申を踏まえ、「教員の資質能力に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」等において教職大学院制度の見直しの中で検討しているところであり、今後、この審議結果を踏まえた措置を検討する。